

ナラシ対策に関するQ&A

令和5年3月作成

－ 目次 －

1 全般	4
① 具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補てん対象となるとされているが、具体的な出荷・販売予定に従った計画的な米の生産とはどういうことか。	4
② 米の事前契約の運用について将来方針の変更があり得るのか。	4
2 加入申請関係	5
2-（1） 加入申請共通	5
① 事前契約が必要な事業者か販売計画で可の事業者かは、どのように判断すればよいのか。	5
② 申請時に主食用、新規需要米及び加工用米等の生産配分が未定の場合は、全ての面積を生産予定面積に計上すればよいのか。	5
②更 主食用、新規需要米及び加工用米等の生産配分がまだ決まっていない場合は、出荷・販売契約数量報告書(様式 10-11 号)における当年産の契約数量と、当年産の販売計画数量はどのような考え方で書けばよいのか。	5
2-（2） 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者への出荷・販売関係	6
① 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者(以下「農協等の委託取引事業者」という)との出荷契約には何が含まれている必要があるか。価格に関する取決めも必要か。	6
② 農協等の委託取引事業者への出荷・販売数量がゼロでも構わないか。	6
③ なぜ出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付しなければならないのか。農協等の委託取引事業者が各農業者との出荷契約を取りまとめ一覧表にして再生協等に提出した場合も、契約書の写しを添付する必要はあるか。	6
③更 農協等の委託取引事業者が提出する各農業者との出荷契約を取りまとめた一覧表について、ナラシ加入者以外の分が載っていても構わないか。	7

2-(3) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係..... 7

- ① 実需者等への販売計画数量を報告するに当たり、確認書類を用意する必要があるか。実需者等と事前契約を結んでいる場合は、出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付する必要があるか。..... 7
- ② 実需者等へ販売する意向はあるが、申請時の販売計画数量は空欄又は各販売区分ともゼロと記入して申請して構わないか。..... 7
- ③ 直売所での店頭販売の場合、報告書の販売先は「④その他(直売所)」としてよい。..... 8
- ④ 卸売業者に販売し、最終的に外食店で消費される場合、報告書の販売先は「①卸・小売」か「②中食・外食」かどちらを選ぶべきか。..... 8
- ⑤ 通販で、販売先に消費者と業者(外食店)が混ざっていて仕分けるのが煩雑(ほぼ不可能)だがどのように記載すればよい。..... 8
- ⑥ 前年実績について、販売契約書の写し等の証拠書類を提出する必要があるか。..... 8
- ⑦ 前年実績はなぜ記載する必要があるのか。全体数量のみの記載でもよい。..... 8
- ⑧ 経営規模拡大や販売方針の転換等により、計画数量が前年実績を大きく上回るが問題ないか。..... 8

3 交付申請関係 9

3-(1) 交付申請共通 9

- ① 生産実績数量の確認書類の要件を見直した理由について。..... 9
- ② 機械鑑定とはどのような検査なのか。等級検査と何が違うのか。..... 9
- ③ 等級検査で規格外となっても、主食用途として販売した米は交付対象になるのか。..... 9
- ④ 農産物検査結果通知書は「主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類」に該当しないのか。..... 10
- ⑤ 手書きの販売伝票あるいは、手書きで追記した販売伝票は確認書類として認めることができるのか。..... 10

3-(2) 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者への出荷・販売関係 10

- ① 実際の出荷数量が契約数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。..... 10
- ② 実際の出荷数量が契約数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。..... 11

- ②更 契約数量の上乗せ更新とはどういうことか。..... 11
- ③ 2者以上と事前契約を締結している場合に、実際の出荷数量の合計が事前契約数量の合計内に収まっていれば、取引先ごとの個別事前契約数量を超過しても上乗せ更新の再契約は不要か。..... 11
- ④ 契約数量更新が確認できる書類は、出荷伝票や仕切り書でもよいか。..... 12
- ⑤ なぜ契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出しなければならないのか。農協等が負う契約変更の事務負担(書面通知等)を軽減できないか。..... 12
- ⑥ 当初の出荷契約において、契約数量を上回った分も農協等の委託取引事業者が引き取ることができる旨規定されている場合、契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出する必要があるか。出荷伝票の提出でもよいか。..... 12
- ⑦ 加入申請までに農協等の委託取引事業者と契約がなかったとしても、その後契約を結んで出荷すればナラシ補てんの対象となるか。..... 13

3-(3) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係..... 13

- ① 実際の出荷数量が契約数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。..... 13
- ② 実際の販売数量が当初の計画数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。..... 13
- ③ 別の仕向け先に直接販売する予定だった分を販売してもナラシの補てん対象となるか。..... 13
- ④ 加入申請時に、ある販売先区分(②中食・外食等)で販売計画数量で計上したものを、実際には別の区分で販売した分はナラシの補てん対象となるか。..... 14
- ④更 加入申請時に、実需者等への直接販売の計画が全く無かった場合でも、実際に実需者等へ直接販売した分はナラシの補てん対象となるか。..... 14

1 全般

① 具体的な出荷・販売予定に従って計画的に生産したものが補てん対象となるとされているが、具体的な出荷・販売予定に従った計画的な米の生産とはどういうことか

(答)

- ・ 米価は産地銘柄ごとの需給バランスによって形成されており、農業者(産地)が市場動向や自らの販売実績等を踏まえ、どの作物をどれだけ生産し、誰にどのように販売するのかという戦略に基づいて主体的に取り組むことが重要です。
- ・ 経営所得安定対策等を活用する農業者は営農計画書(様式第2号)作成の際に、水田で何をどれだけ生産するのか計画していただき、水稻については、用途別(主食用米、新規需要米、加工用米、備蓄米)に生産予定面積だけでなく出荷・販売契約数量を記入していただくことになっています。
- ・ ナラシ対策においても、営農計画書に基づき、具体的な出荷・販売予定に従った計画的な主食用米の生産予定面積を交付申請書(様式第1号)に記入し、さらに、数量等報告書(様式第10-11号)において、「農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者との出荷・販売契約数量」、「実需者等への直接販売計画数量」を記入した上で、加入申請していただいています。
- ・ ナラシ補てんの対象が主食用米に限られていることは言うまでもなく、積立金額の算定基礎となる生産予定面積には主食用米として確実に生産、出荷・販売される分のみ記入していただく必要があります。
- ・ 加入申請時に、主食用米と飼料用米等の生産配分を決めずに生産予定面積には一般品種をすべて計上する一方、JA等とは数量ゼロでの事前契約で加入申請し、米価動向を見て、主食用米と飼料用米等の出荷・販売配分割合を後から決める行為は、具体的な出荷・販売予定に従った計画的な米生産をしているとは言えません。また、セーフティネットというナラシ対策の趣旨にも反しており、補てん金の交付対象にすることはできません。

② 米の事前契約の運用について将来方針の変更があり得るのか。

(答)

- ・ R4年産に続いてR5年産についても今回整理した方針で運用することとし、ナラシ対策加入者から提出されるデータ等の収集・分析等を通じて実態把握を行いながら、需要に応じた米生産の推進に資するよう、更なる見直しの必要性についても検討していきたいと考えています。なお、運用変更による影響が大きい事項については、適用までに十分な期間を設けることが適当だと考えます。

2 加入申請関係

2-（1） 加入申請共通

① 事前契約が必要な事業者か販売計画で可の事業者かは、どのように判断すればよいのか。

（答）

- ・ 事前契約が必要な事業者は、農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者です。後者については、委託（出荷）取引のみを行う事業者だけでなく、委託（出荷）取引に加えて一部の米穀を生産者から買取（販売）もしている事業者を含んでいます。
- ・ なお、卸・小売等の実需者は、全国主食集荷協同組合連合会グループ（全集連グループ）の賛助会員であったとしても「事前契約」をしなければいけない訳ではありません。

② 申請時に主食用、新規需要米及び加工用米等の生産配分が未定の場合は、全ての面積を生産予定面積に計上すればよいのか。

（答）

- ・ ナラシ対策の対象米穀は主食用米に限られることから、生産予定面積は主食用米として確実に生産、出荷・販売が見込まれるもののみを計上する必要があります。
- ・ このため、加入申請時には主食用、新規需要米及び加工用米等の生産配分を決めていない分の面積は含めることはできませんので、営農計画書（様式第2号）の内容を踏まえ、主食用米の生産予定面積を計上してください。

②更 主食用、新規需要米及び加工用米等の生産配分がまだ決まっていない場合は、出荷・販売契約数量報告書（様式 10-11 号）における当年産の契約数量と、当年産の販売計画数量はどのような考え方で書けばよいのか。

（答）

- ・ 生産予定面積から予想収穫量を見積もり、そこから自家消費相当量を控除した全量が、主食用としての出荷・販売数量と見込み、この数量を事前契約数量あるいは販売計画数量として契約・計画してください。
- ・ 実際の出荷・販売数量が事前契約数量を下回る場合は、実際の出荷・販売数量が交付対象となります。また、上回った場合、実需者等に対しては実際の出荷・販売数量が交付対象となりますが、農協及び委託（出荷）取引を主に行う事業者と事前契約を締結している分については数量上乘せ更新の再契約の上、出荷・販売した場合に限り、交付対象とします。
- ・ なお、当初の事前契約数量及び販売計画数量を、ゼロと記載する場合や何も記載しない場合は交付対象外となりますのでご注意ください（2-（2）②、2-（3）②を参照）

2－(2) 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者への出荷・販売関係

① 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者(以下「農協等の委託取引事業者」という)との出荷契約には何が含まれている必要があるか。価格に関する取決めも必要か。

(答)

- ・ 農協等の委託取引事業者との契約には、当年産の主食用米について、品種銘柄ごとに委託(出荷)又は買取(販売)の数量が定められていれば十分です。価格に関する取決めが含まれていなくても構いません。

② 農協等の委託取引事業者への出荷・販売数量がゼロでも構わないか。

(答)

- ・ これまでは、加入申請時点の、農協等の委託取引事業者との契約で定められた出荷・販売契約数量がゼロであっても、その後、契約者間で販売数量(の更新)に改めて合意した旨を確認できる場合は、実際の出荷・販売数量又は更新後の契約数量のいずれか少ない方を補てん対象である生産実績数量としてきました。
- ・ 5年産からは、需要に応じた米生産の実効性を確保する観点から、委託取引事業者の出荷・販売先である実需者等の需要に見合うよう、委託取引事業者との間で予め契約数量を取り決めたうえで、加入申請していただく必要があります(契約数量をゼロとすることについて、やむを得ない事情であると農林水産省が認める場合はこの限りではありません)。
- ・ なお、複数の委託取引事業者と出荷契約を結び、加入申請を行う場合においても、すべての集出荷業者との間で予め契約数量を取り決めていただくことが必要です。

③ なぜ出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付しなければならないのか。農協等の委託取引事業者が各農業者との出荷契約を取りまとめ一覧表にして再生協等に提出した場合も、契約書の写しを添付する必要はあるか。

(答)

- ・ 「出荷・販売契約数量等報告書」の提出時に農協等の委託取引事業者との契約書の写し等の添付を求める理由は、契約締結の有無や「報告書」に記載された契約数量の確認に必要であるためです。

ただし、農協等の委託取引事業者が、加入申請までに契約を結んだ各農業者の当該契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を一覧にまとめて証明する場合は、この証明書をもって契約書の写し等の代わりとすることができることとします。(なお、この場合でも各農業者は「報告書」を提出する必要があります。)

③更 農協等の委託取引事業者が提出する各農業者との出荷契約を取りまとめた一覧表について、ナラシ加入者以外の分が載っていても構わないか。

(答)

- ・ 農協等の委託取引事業者が提出する契約数量に関する証明書について、ナラシ対策加入者の契約数量が特定できれば、それ以外の者の契約数量が含まれていても構いません。同様に、収入保険に加入する構成員を含む集落営農を含む場合も、収入保険加入者分を除いた契約数量が特定できれば結構です。

2－(3) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係

① 実需者等への販売計画数量を報告するに当たり、確認書類を用意する必要があるか。実需者等と事前契約を結んでいる場合は、出荷・販売契約数量等報告書に契約書の写しを添付する必要があるか。

(答)

- ・ 小売、外食といった実需者等への直接販売分は、前年産の販売実績等に基づいて農業者が販売計画を立てることとしており、契約書の写し等の確認書類の提出は不要です。
- ・ なお、このことは、農業者と実需者等との間で事前契約が結ばれることを妨げるものではありません。また、需要に応じた米生産の観点からは、実需者等への直接販売分についても、事前契約に基づく計画的な米生産は望ましいと考えます。

② 実需者等へ販売する意向はあるが、申請時の販売計画数量は空欄又は各販売区分ともゼロと記入して申請して構わないか。

(答)

- ・ 4年産までは、加入申請時に小売、外食といった実需者等に直接販売する計画が全く無かった場合でも、実需者等が買い取ったのであれば実需と結びついていると見なし、実際の販売数量を補てん対象である生産実績数量としてきました。
- ・ 5年産からは、加入申請時に販売計画数量が計上されていない場合は、実需に結びついた米生産を計画的に行っているとは言えないため、その後、実需者等が買い取ったとしても、生産実績数量とみなさないこととします。
- ・ このため、前年産の実績等から、実需者等への販売数量を適切に計画した上で申請いただくようお願いいたします。

③ 直売所での店頭販売の場合、報告書の販売先は「④その他(直売所)」としてよいか。

(答)

- ・ 販売先の区分は、農業者から見た1次販売先を選択して記載します。直売所が買い取っているならば「①(卸・小売)」、直売所は棚の提供のみで消費者に直接販売するのであれば「③(消費者)」となります。

④ 卸売業者に販売し、最終的に外食店で消費される場合、報告書の販売先は「①卸・小売」か「②中食・外食」かどちらを選ぶべきか。

(答)

- ・ 販売先の区分は、農業者から見た1次販売先を選択して記載します。
(本事例の場合は、「①(卸・小売)」を選んでください。)

⑤ 通販で、販売先に消費者と業者(外食店)が混ざっていて仕分けるのが煩雑(ほぼ不可能)だがどのように記載すればよいか。

(答)

- ・ 販売先の区分の仕分けが難しい場合は、「④その他(通販)」としてまとめて記載しても構いません。

⑥ 前年実績について、販売契約書の写し等の証拠書類を提出する必要はあるか。

(答)

- ・ 前年産の販売実績について、契約書の写し等の確認書類の提出は不要です。

⑦ 前年実績はなぜ記載する必要があるのか。全体数量のみの記載でもよいか。

(答)

- ・ 前年産の販売実績は、今年産の販売計画数量との比較のため、できる限り販売先の区分ごとに整理をいただくようお願いします。

⑧ 経営規模拡大や販売方針の転換等により、計画数量が前年実績を大きく上回るが問題ないか。

(答)

- ・ 販売計画数量が前年産の販売実績を上回っても差し支えありませんが、必要に応じて事情をお聞きすることがあります。

3 交付申請関係

3-（1） 交付申請共通

① 生産実績数量の確認書類の要件を見直した理由について。

（答）

- ・ 米の生産実績数量の確認時に提出する書類には、主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類（販売伝票等）に加え、農産物検査結果通知書（等級検査結果、機械鑑定結果）を用いる場合と、それ以外の場合の3つの方法がありますが、それぞれ、証明できる内容が異なっています。このため、5年産以降は、いずれの方法においても整合が図られるよう、ナラシ対象米穀の要件定義を見直し、これに伴い、確認書類の要件も見直しています。

② 機械鑑定とはどのような検査なのか。等級検査と何が違うのか。

（答）

- ・ 機械鑑定とは、農産物検査の見直しにより、水稻うるち玄米の農産物検査規格に新たに加えられた検査規格「水稻うるち玄米（二）」のことを指します。
- ・ 機械鑑定と等級検査では、証明する内容も目的も異なります。等級検査が検査規格「水稻うるち玄米（一）」に基づいて検査員が評価した等級を証明するものであるのに対し、機械鑑定では測定値により米の特徴を精緻に証明するものであり、等級を証明するものではありません。
（機械鑑定の検査規格は、現状では水稻うるち玄米のみです。）

③ 等級検査で規格外となっても、主食用途として販売した米は交付対象になるのか。

（答）

- ・ 等級検査で規格外であっても、確認書類により経営所得安定対策等実施要綱別紙6の交付要件を満たしていることが確認できれば交付対象となります。
- ・ この場合、農産物検査結果通知書で証明できるのは、「水分含有率」及び「産地、品種、産年」に限られるので、「主食用として出荷・販売した数量」及び「1.70mm 以上のふるい目で調製」した米穀を販売したことについて確認できる書類を交付申請時に併せて提出していただきます。
- ・ なお、別紙参考様式第 5-1 号又は第 5-2 号に倣い、取引相手先の協力により各要件が確認できる場合は、同書類の提出があれば個別の証明は不要としています。

④ 農産物検査結果通知書は「主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類」に該当しないのか。

(答)

- ・ 農産物検査は主食用の売買であることを証明するものではないため該当しません。
- ・ 農産物検査受検の有無に関わらず、いずれの場合も販売伝票等により、主食用として出荷・販売した数量を証明していただく必要があります。

なお、取引相手先の協力により別紙参考様式第 5-1 号又は第 5-2 号又はそれぞれの様式と同等の事項が記載された書類を用いる場合は、主食用としての売買と、確認要件を満たす生産実績数量とが同時に証明されるため、それらの書類をもって確認書類に代えることが可能です。

⑤ 手書きの販売伝票あるいは、手書きで追記した販売伝票は確認書類として認めることができるのか。

(答)

- ・ 生産実績数量の確認書類として用いる販売伝票は、印字、手書きを問わず取引相手との間で合意した取引内容が記載されたもので、双方で保管しているものである必要があります。
- ・ 従って、取引相手との合意に基づき、双方が保管している販売伝票を等しく修正するような追記の場合は、手書きで追記した販売伝票であっても、取引実態に即した内容の確認書類として認めることが可能です。
- ・ 反対に、取引相手との合意なく一方のみに追記した事項が含まれる書類は、手書きであるかに関わらず、当該事項を確認する書類には使用できません。

確認書類の用意が間に合わないため措置されたR3年産交付申請時の特例のように、一方の伝票のみに追記して、その内容を取引先に事後確認してもらっても、確認書類として認められません。

3-(2) 農協及び委託(出荷)取引を主に行う事業者への出荷・販売関係

① 実際の出荷数量が契約数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 農協等の委託取引事業者ごとに、実際の出荷・販売数量が加入申請までに結ばれた契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を下回った場合、実際の出荷・販売数量が補てん対象である生産実績数量となります。

② 実際の出荷数量が契約数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 農協等の委託取引事業者ごとに、実際の出荷・販売数量が加入申請までに結ばれた契約に定められた出荷・販売契約数量を上回った場合、原則、当該契約数量が補てん対象である生産実績数量となります。

ただし、契約者間で契約数量の上乗せ更新に係る取決めが結ばれた場合であって、その取決め内容が書面により確認できる場合は、実際の出荷・販売数量又は更新後の契約数量のいずれか少ない方が生産実績数量となります。(交付申請書とともに、変更契約書の写し等を提出してください。)

- ・ なお、契約数量を上乗せ更新する場合、当然ながら、農協等の委託取引事業者において更新前の契約数量を上回る分についても需要に応じて出荷・販売されることが基本であり、常に契約数量の上乗せが可能になるとは限らないことに留意が必要です。

②更 契約数量の上乗せ更新とはどういうことか。

(答)

- ・ 加入申請までに結ばれた農協等の委託取引事業者との契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)を上回って、生産年の翌年3月末までに当該事業者に出荷・販売される米穀の全部又は一部についても、契約数量の範囲内のものと不可分であると当該事業者が認め、契約数量を更新する契約変更のことを指します。

(出荷・販売に当たって数量更新前の契約(事前契約)分と同一の条件であると確認できないものについては、契約数量の上乗せ更新の対象外であると見なします。)

③ 2者以上と事前契約を締結している場合に、実際の出荷数量の合計が事前契約数量の合計内に収まっていれば、取引先ごとの個別事前契約数量を超過しても上乗せ更新の再契約は不要か。

(答)

- ・ 実際の出荷数量の合計が事前契約数量の合計内に収まっても、取引先ごとの個別の出荷数量が、それぞれの事前契約数量を超過する場合は上乗せ更新の再契約が必要です。

④ 契約数量更新が確認できる書類は、出荷伝票や仕切り書でもよい。

(答)

- ・ 契約数量の上乗せ更新に係る取決め内容が確認できる書面について、種類・様式は問いません。

(農協等の委託取引事業者が数量更新前の契約分(と不可分)であると認める等の記載があれば、出荷伝票や仕切り書でも構いませんが、出荷・販売された数量の記載のみでは、上乗せ更新に係る取決めの有無や上乗せ更新後の契約数量が確認できないため不十分と考えます。)

⑤ なぜ契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出しなければならないのか。農協等が負う契約変更の事務負担(書面通知等)を軽減できないか。

(答)

- ・ 交付申請時に契約数量の上乗せ更新に係る変更契約書の写し等の提出も求める理由は、上乗せ更新に係る取決めの有無や上乗せ更新後の契約数量の確認に必要であるためです。

ただし、農協等の委託取引事業者が、加入申請までに契約を結んだ各農業者について、当該契約に定められた出荷・販売数量(契約数量)等に加えて、契約数量を上乗せ更新した者について更新後の契約数量も一覧にまとめて証明する場合は、この証明書をもって契約数量更新に係る変更契約書の写し等の代わりとすることができることとします。(集出荷業者から証明書が提出されれば、各農業者が確認書類として契約数量更新に係る取決めの書面を提出する必要はありません。契約内容等に疑義がある場合、提出元の集出荷業者に問い合わせることがあります。)

⑥ 当初の出荷契約において、契約数量を上回った分も農協等の委託取引事業者が引き取ることができる旨規定されている場合、契約数量更新に係る変更契約書の写しを提出する必要はあるか。出荷伝票の提出でもよい。

(答)

- ・ 加入申請までに結ばれた農協等の委託取引事業者との契約において、「当該契約に定められた出荷・販売契約数量を上回って当該集出荷業者に出荷・販売される米穀についても、(当該集出荷業者が認めた場合、)契約分と同様に取り扱われ得る」旨定められていたとしても、この規定のみでは、実際に数量上乗せ更新に係る取決めが結ばれたのか、また、上乗せ更新後の契約数量がいくらなのか確認できません。このため、原則として、契約数量の上乗せ更新に係る取決め内容が確認できる書面又は集出荷業者から提出される契約数量を上乗せ更新した農業者の更新後の契約数量等に関する証明書が必要となります。

⑦ 加入申請までに農協等の委託取引事業者と契約がなかったとしても、その後契約を結んで出荷すればナラシ補てんの対象となるか。

(答)

- ・ 加入申請までに委託(出荷)又は買取(販売)の数量を定めた契約を結んでいなかった農協等の委託取引事業者との新たな契約は、契約数量の上乗せ更新に係る取決めに該当するとは言い難いため、当該事業者への出荷・販売分は補てん対象とはなりません。

(加入申請までに契約を結んでいなかった農業者は、委託取引事業者が一覧にまとめて提出する証明書にも基本的には掲載されません。)

3-(3) 実需者等(小売、外食等)への直接販売関係

① 実際の出荷数量が契約数量を下回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 加入申請時の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象である生産実績数量となります。なお、翌年産の加入申請時に、その年の計画数量が(翌年から見た)前年実績と大きく異なる場合などには、必要に応じて事情をお聞きすることがあります。

② 実際の販売数量が当初の計画数量を上回った場合、ナラシの補てん対象はどうなるのか。

(答)

- ・ 加入申請時の計画数量の水準にかかわらず、小売、外食といった実需者等が買い取ったのであれば実需と結びついていると言えるため、実際の販売数量が補てん対象である生産実績数量となります。ただし、加入申請時点で販売計画数量がゼロ又は、販売計画が全くなかったものは対象外とします。

③ 別の仕向け先に直接販売する予定だった分を販売してもナラシの補てん対象となるか。

(答)

- ・ 加入申請時に具体的な販売計画数量(ゼロを除く)が計上されている限り、別の販売先区分への直接販売数量が計画数量に達しているかどうかにかかわらず、実際の販売数量を補てん対象である生産実績数量とします。

④ 加入申請時に、ある販売先区分(②中食・外食等)の販売計画数量で計上したものを、実際には別の区分で販売した分はナラシの補てん対象となるか。

(答)

- ・ 加入申請時に、ある販売区分に計上していた販売計画数量のうち、全部又は一部を他の販売先区分において実際に販売した分については、実需と結びついているものと見なし、実際の販売数量を補てん対象である生産実績数量とします。
- ・ なお、加入申請時に直接販売する計画がなかった販売先区分に変更して販売した場合についても、実際の販売数量を補てん対象である生産実績数量とします。

④更 加入申請時に、実需者等への直接販売の計画が全く無かった場合でも、実際に実需者等へ直接販売した分はナラシの補てん対象となるか。

(答)

- ・ 4年産までは、加入申請時に小売、外食といった実需者等に直接販売する計画が全く無かった場合でも、実需者等が買い取ったのであれば実需と結びついていると見なし、実際の販売数量を補てん対象である生産実績数量としてきました。
- ・ 5年産からは、加入申請時に販売計画が全くない場合は、実需に結びついた米生産を計画的に行っているとは言えないため、5年産からは加入申請時に販売計画数量が計上されていない場合は、その後、実需者等が買い取ったとしても、生産実績数量とみなさないこととします。
- ・ このため、加入申請時点で、実需者等への販売数量を適切に計画した上で申請願います。